算式の符号

A　「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」（平成28年2月16日総財営第3号）において報告された5年前の4月1日から1年前の3月30日までの間に係る旧簡易水道区域における給水人口

B　「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」において報告された6年前の4月1日から5年前の3月30日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなつた統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

C　「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」において報告された7年前の4月1日から6年前の3月30日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなつた統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

D　「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」において報告された8年前の4月1日から7年前の3月30日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなつた統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

E　「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」において報告された9年前の4月1日から8年前の3月30日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなつた統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

第九条第一項の表市町村の項第九号6中「平成十二年度から平成十二年度まで」を「平成十二年度から平成二十七年度まで」に、「を加えた」を「及び簡易水道事業に係る地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費に充てるため平成二十七年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に二分の一を乗じて得た額を加えた」に改め、同号7(1)中「一七五円」を「一七七円」に改め、同号7(2)中「一七八円」を「一八九円」に改め、同号9から11までを次のように改める。

9　当該市町村立等病院病床数は、前年の七月一日現在における市町村立の医療法第一条の五第一項に規定する病院（地方公営企業法第二条第二項の財務規定等の適用がある病院又は当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人（以下この表において「公営企業型地方独立行政法人」という。）の経営する病院をいう。）の一般病床及び療養病床の数（当該市町村立の病院の一般病床及び療養病床の数を当該市町村の人口一万人当たりの数に換算した数をいう。）を当該市町村の人口一万人当たりの数に換算した数で除して得た数（当該市町村が地方独立行政法人の経営する病院を含む。）の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事の申告があつた場合に総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数（都道府県立の病院の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事の申告があつた場合に総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数）とみなす。

算式

（A－B）×0.6＋（B－C）×0.9

（A－B）又は（B－C）が負数となるときはそれぞれ0とし、CがA又はBのいずれよりも小さくないときは（A－B）及び（B－C）は0とし、CがAよりも小さくBよりも大きいときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.6及び（B－C）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　地方公営企業決算状況調査によつて報告された2年前の3月31日現在における一般病床及び療養病床の数

B　2年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

C　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

10　市町村立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下この表において「市町村立大学附属病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数に、並びに一般病床及び療養病床の稼働病床数を合算した数に、市町村立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数とする。

算式

（A－B）×0.6＋（B－C）×0.9

（A－B）又は（B－C）が負数となるときはそれぞれ0とし、CがA又はBのいずれよりも小さくないときは（A－B）及び（B－C）は0とし、CがAよりも小さくBよりも大きいときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.6及び（B－C）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　「繰出金等について」によつて報告された2年前の3月31日現在における一般病床及び療養病床の数

B　2年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

C　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

11　おいて第一項に規定する当該市町村立大学附属病院の病床数は、前年の七月一日現在に規定した病床数に、並びに一の一般病床及び療養病床の稼働病床数を合算した数とする。